

28 文科高第 187 号  
平成 28 年 5 月 9 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長  
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 長  
殿

文部科学省高等教育局長  
常 盤 豊

(印影印刷)

国立大学法人，公立大学法人，独立行政法人国立高等専門学校機構  
及び独立行政法人日本学生支援機構に対する個人からの寄附に係る  
所得税の税額控除制度の税制改正に係る告示の公示について（通知）

このたび，別添 1 のとおり，租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 26 条の 28 の 2 第 3 項の規定に基づき，文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（総務省・文部科学省告示第 2 号。以下「本告示」という。）を公示しました。

本告示は，所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の成立により，国立大学法人，公立大学法人，独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「国立大学法人等」という。）が実施する修学支援事業に充てられる個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度が導入されることに伴い，税額控除制度の対象となる寄附金の要件及びその確認の方法を定めるものです。

所得税法等の一部を改正する法律等及び本告示の概要等は下記のとおりですので，各国立大学法人等におかれましては，事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

経済的な理由で修学が困難な学生に対して支援を行うことにより，意欲と能力のある学生が希望する教育を受けられるようにすることは喫緊の課題であり，各国立大学法人等における寄附金の受入れ拡大は，そのための有効な手段の一つです。

税額控除制度の導入により，個人の寄附者にとっては所得控除制度よりも大きな控除効果が見込まれるところですので，各国立大学法人等におかれましては，本制度を活用して一層の寄附金の募集を行うことにより，経済的な理由で修学が困難な学生に対する支援の強化に努めていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）に伴う租税特別措置法、同法施行令の改正の概要

#### （1）国立大学法人等が実施する修学支援事業に充てられる個人からの寄附に対する税額控除制度の導入（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 第 2 項関係）

租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項に定める要件を満たすものとして、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣の証明を受けた国立大学法人等については、個人からの寄附金額が適用下限額の 2,000 円を超える場合には、その下限額を超える額の 40 %に相当する額を所得税額から控除する制度（税額控除制度）を導入すること。

#### （2）国立大学法人等が税額控除制度の対象法人となるための要件の制定（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号イ関係）

以下の i 又は ii のいずれかの要件を満たすこと。

i 実績判定期間※<sub>1</sub>における 3,000 円以上の寄附を行った寄附者※<sub>2</sub>の数が年平均 100 人以上いること。

※<sub>1</sub> 実績判定期間は 5 年間（第 5 項第 1 号）

※<sub>2</sub> 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が 5,000 人未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均 30 万円以上

ii 実績判定期間における寄附金収入金額が経常収入金額の 20 %以上あること。

#### （3）国立大学法人等に係る情報公開に関する要件の制定（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号ロ関係）

以下の書類について、閲覧の請求があった場合には閲覧に供すること。

- ・財務諸表
- ・役員報酬又は従業員給与の支給に関する規定
- ・寄附金に関する事項を記載する書類
- ・寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類

#### （4）国立大学法人等に係る書類の保存に関する要件の制定（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号ハ関係）

以下の書類について、5 年間当該法人の主たる事務所に保存すること。

- ・寄附者名簿

#### （5）国立大学法人等に係る税額控除制度の対象寄附金の要件等の制定（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 3 項関係）

税額控除制度の対象寄附金の要件等は本告示で規定すること。

## 2. 本告示の概要

### (1) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件（第1項・第2項関係）

#### ①寄附金の受入れ先に関する要件（第1項第1号）

修学支援事業（下記②）に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、当該修学支援基金が他の経理と区分して整理されていること。

#### ②寄附金の使途に関する要件（第1項第2号）

寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの（独立行政法人日本学生支援機構にあつては、iiに掲げるものに限る。）に限定されていること。

- i 授業料，入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業（授業料減免事業）
- ii 学資金を貸与し，又は支給する事業（奨学金事業）
- iii 当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業（留学生支援事業）
- iv 当該法人の就業規則等において定めるところにより，学生等の資質を向上させることを主たる目的として，学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ，学生等に対して手当を支給する事業（TA，RA事業）

#### ③学資金の貸与事業に関する要件（第1項第3号）

上記②iiに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。

#### ④情報公開に関する要件（第1項第4号）

以下の書類について、閲覧の請求があつた場合には閲覧に供すること。

- ・修学支援基金の名称，管理方法及び使途等を記載した書類
- ・修学支援基金明細書

#### ⑤書類の保存に関する要件（第1項第5号）

以下の書類について、5年間当該法人の主たる事務所に保存すること。

- ・修学支援基金の名称，管理方法及び使途等を記載した書類
- ・修学支援基金明細書

### (2) 税額控除制度の対象となる寄附金の要件の確認方法（第3項・第4項関係）

#### ①修学支援基金名称等確認書類の提出（第3項第1号・第4項第1号）

国立大学法人等は、税額控除制度の適用を受けようとする年の前年の9月30日までに修学支援基金の名称，管理方法及び使途等を記載した書類を文部科学大臣等に提出すること。

#### ②修学支援基金明細書の提出（第3項第2号・第4項第2号）

国立大学法人等は、3回目以降に税額控除制度の適用を受ける場合には、上記①の書類に加え、適用を受けようとする年の前年の6月30日までに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書を文部科学大臣等に提出すること。

### 3. 経過措置

- (1) 今回の改正の内容は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支出する寄附金について適用されること。(所得税法等の一部を改正する法律附則第 57 条関係)
- (2) 平成 28 年に税額控除制度の適用を受けようとする国立大学法人等の上記(2)に係る文部科学大臣等への提出期限は、平成 28 年 9 月 30 日までとすること。(本告示附則第 2 項関係)

#### 添付資料

- 別添 1 租税特別措置法施行令(昭和 32 政令第 43 号)第 26 条の 28 の 2 第 3 項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示(総務省・文部科学省告示第 2 号)
- 別添 2 申請書(様式)
- 別添 3 寄附者名簿(様式)
- 別添 4 証明書のサンプル

#### <国立大学法人担当>

高等教育局国立大学法人支援課  
電話：03 - 6734 - 3497

#### <公立大学法人担当>

高等教育局大学振興課  
電話：03 - 6734 - 3370

#### <独立行政法人国立高等専門学校機構担当>

高等教育局専門教育課  
電話：03 - 6734 - 3347

#### <独立行政法人日本学生支援機構担当>

高等教育局学生・留学生課  
電話：03 - 6734 - 3496

○総務省  
文部科学省 告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を次のように定める。

平成二十八年五月六日

総務大臣 山本 早苗

文部科学大臣 馳 浩

- 1 租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。
  - 一 当該寄附金が、学生等に対する修学の支援のための事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、他の経理と区分して整理されていること。
  - 二 当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であつて、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの（独立行政法人日本学生支援機構にあつては、口に掲げるものに限る。）に限定されていること。

イ 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業

ロ 学資金を貸与し、又は支給する事業

ハ 当該法人が教育研究上必要があると認めたと学生等の留学に係る費用を負担する事業

ニ 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業

三 前号ロに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。

四 当該法人に設置された修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の用途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「修学支援基金名称等確認書類」という。）並びに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（以下「修学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとして行うこと。

五 修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

2 令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項」とする。

3 令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第一項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構から、当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の九月三十日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。

二 控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある前号の法人にあ

つては、当該法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

4 令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第二項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一 公立大学法人から、控除予定年の前年の九月三十日までに、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあつては、当該認可をした都道府県知事。次号において「文部科学大臣等」という。）に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。

二 控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある公立大学法人にあつては、当該公立大学法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

## 附 則

### （施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

### （経過措置）



2 控除予定年が平成二十八年である場合における第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用については、第三項第一号中「当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の」とあり、及び第四項第一号中「控除予定年の前年の」とあるのは、「平成二十八年」とする。

平成 年 月 日

文部科学大臣  
〇〇 〇〇 殿法人の名称 〇〇〇〇  
代表者の氏名 △△ △△

## 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項及び第3項に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

## 記

## 1. 申請する要件

- 第2項第1号イ(2)に規定された要件(要件1)
- 第2項第1号イ(1)に規定された要件(要件2)  
(上記のうち、どちらかを選択してください。)
- 第3項に規定された要件(要件3)

## 2. 実績判定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

## 3. 添付書類

## ①&lt;要件1&gt;

- 寄附者名簿
- 実績判定期間内に、法人が設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合は、その定員等が分かる資料

## ②&lt;要件2&gt;

- 寄附者名簿
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等  
(チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等)

## ③&lt;要件3&gt;

- 税額控除の適用を希望する基金に関する規則

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ及び総務省・文部科学省告示第2号で定める書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

### 寄 附 者 名 簿

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号イ(2)の要件を満たす場合)

法人 名		事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	--	------	---------------

	寄附者の氏名 又は名称	住所又は 事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1			円	・	・
2			円	・	・
3			円	・	・
4			円	・	・
5			円	・	・
6			円	・	・
7			円	・	・
8			円	・	・
9			円	・	・
10			円	・	・
11			円	・	・
12			円	・	・
13			円	・	・
14			円	・	・
15			円	・	・
16			円	・	・
17			円	・	・
18			円	・	・
19			円	・	・
20			円	・	・
21			円	・	・
22			円	・	・
23			円	・	・
24			円	・	・
25			円	・	・
26			円	・	・
27			円	・	・
28			円	・	・
29			円	・	・
30			円	・	・
31			円	・	・
32			円	・	・
33			円	・	・
34			円	・	・
35			円	・	・
36			円	・	・
37			円	・	・
38			円	・	・
39			円	・	・
40			円	・	・
41			円	・	・
42			円	・	・
43			円	・	・
44			円	・	・
45			円	・	・
46			円	・	・
47			円	・	・
48			円	・	・
49			円	・	・
50			円	・	・

51			円	.	.	
52			円	.	.	
53			円	.	.	
54			円	.	.	
55			円	.	.	
56			円	.	.	
57			円	.	.	
58			円	.	.	
59			円	.	.	
60			円	.	.	
61			円	.	.	
62			円	.	.	
63			円	.	.	
64			円	.	.	
65			円	.	.	
66			円	.	.	
67			円	.	.	
68			円	.	.	
69			円	.	.	
70			円	.	.	
71			円	.	.	
72			円	.	.	
73			円	.	.	
74			円	.	.	
75			円	.	.	
76			円	.	.	
77			円	.	.	
78			円	.	.	
79			円	.	.	
80			円	.	.	
81			円	.	.	
82			円	.	.	
83			円	.	.	
84			円	.	.	
85			円	.	.	
86			円	.	.	
87			円	.	.	
88			円	.	.	
89			円	.	.	
90			円	.	.	
91			円	.	.	
92			円	.	.	
93			円	.	.	
94			円	.	.	
95			円	.	.	
96			円	.	.	
97			円	.	.	
98			円	.	.	
99			円	.	.	
100			円	.	.	
	合 計		0	円		

(注意事項)

- ・「寄附者名簿」には、①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を「寄附者名簿」本体に記載せず、別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。
- ・この寄附金名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。
- ・法人の役員（理事、監事等）や他の寄付者と生計を一にする者が含まれる場合には、「備考」欄に詳細を記入。

文部科学大臣から発行される証明書の様式

文科高第〇〇〇号  
平成 年 月 日

法人の名称  
代表者の氏名 殿

文部科学大臣  
〇〇 〇〇

税額控除に係る証明書

貴法人が、平成 28 年分及び平成 29 年分の租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

なお、本証明書に係る租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 2 項第 1 号に規定する要件に係る有効期限は、以下のとおりです。

平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで